

災害が発生したら、、、

指定避難所

※通常は直近要員（市職員）、避難所班（区職員）が対応する。
※大規模災害時には、避難所運営委員会と連携する。

【開設条件】

- ①千葉市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ②その他市長が開設の必要があると判断したとき



地域避難施設

※町内自治会等による自主的な運営を前提とする。
※所属する避難所運営委員会及び指定避難所と連携する。

【開設条件】

- ・災害の規模や種類によらず、設置者が開設を判断する。

< 指定避難所 ⇒ 千葉市 >

- ・避難所状況（開設、避難者数など）の報告
- ・物資の供給要請

※連携する地域避難施設が開設している場合は、取りまとめて報告・要請を行う。

< 千葉市 ⇒ 指定避難所 >

- ・災害情報やライフライン情報などの各種情報伝達
- ・物資の供給方法の伝達（プッシュ型またはプル型）

①地域避難施設は、開設した旨を指定避難所に報告する。

※開設のほか、避難者数や閉鎖時においても同様の対応を取るものとする。

②指定避難所は、その旨を千葉市（区災害対策本部）に報告する。

③必要に応じて、各種情報（千葉市から伝達のもの等）を共有する。

千葉市
（区災害対策本部等）

◆発災時に備えて、平時から連携方法を確立しておくことが大切です。